

佐賀中部広域連合公告第4号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀中部広域連合財務規則（平成11年佐賀中部広域連合規則第12号）第83条の規定により次のように公告する。

平成27年3月4日

佐賀中部広域連合長 秀 島 敏 行

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀広域消防局南部消防署改築（建築）工事監理業務委託
- (2) 委託場所 佐賀市川副町大字鹿江地内
- (3) 履行期間 契約締結の日から工事完了の日まで

2 委託業務の概要

佐賀広域消防局南部消防署改築（建築）工事に係る監理業務

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市，多久市，小城市，神崎市又は吉野ヶ里町における入札参加資格審査の結果，平成26年度に建築関係コンサルタント業務に資格があると認められた者であって，佐賀市内，多久市内，小城市内，神崎市内又は吉野ヶ里町内に本店を有しているものであること。
 - イ 平成26年度に佐賀広域消防局南部消防署改築（建築）工事設計業務委託を受注していない者
 - ウ この公告の日から開札の日までの間に，佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。），多久市，小城市，神崎市又は吉野ヶ里町からの指名停止措置を受けていない者
- (2) 入札参加資格を有する者が，(1)アに掲げる要件については入札参加申請締切日までに，(1)ウに掲げる要件については開札の時までに，当該要件を満たさなくなったときは，その者は，入札に参加できない。

4 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は，入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

5 入札参加申請書，入札書等の提出方法

一般書留又は簡易書留で提出すること。直接持参しての提出は認めない。

- (1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申請書（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

イ 入札書及び積算内訳書（中封筒に封入して封印をすることとし、中封筒の寸法は長形3号より大きくてもよい。）

(2) 提出期限 平成27年3月18日（水）必着

(3) 提出先 郵便番号840-8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所（総務部契約検査課）

(4) 提出時の注意

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(5) 期限までに提出書類を提出しない者又は入札参加資格を有すると認められなかった者は、この公告の入札に参加することができない。

6 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 平成27年3月20日（金）午前11時

(2) 場所 佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所（総務部契約検査課）

7 設計図書等の交付場所及び期間

電子情報を保存できる記録媒体（CD-R（ケース入り））を持参すること。

(1) 場所 佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所（建設部建築住宅課）

電話 0952-40-7169

(2) 期間 平成27年3月4日（水）から平成27年3月18日（水）まで

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 平成27年3月11日（水）

(2) 質問先 佐賀市建設部建築住宅課

ファクシミリ番号 0952-40-7392

(3) 回答方法 平成27年3月13日（金）午前9時から佐賀市役所（建設部建築住宅課）において公表する。

9 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格を有すると認められなかった者に対しては、平成27年3月19日（木）までに電話で連絡する。

(2) 入札参加申請をした者のうち入札参加資格を有すると認められる者に対しては、

連絡を行わない。

1 0 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

1 1 予定価格

予定価格は、落札者の決定後に公表する。

1 2 最低制限価格

- (1) この公告に係る入札については、最低制限価格を設定する。
- (2) 最低制限価格は、予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。
- (3) 前項の規定により最低制限価格を算定した場合において、当該価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (4) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

1 3 同日落札制限

- (1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。
- (2) 本案件と同日に開札を行う建築関係コンサルタント業務を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者は、本案件の落札者に決定しない。

1 4 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書及び積算内訳書の中封筒に入れていない者
- (4) 本委託業務名とは異なる委託業務名を記入してある入札書又は積算内訳書を送付した者
- (5) 委託業務名、入札参加者の商号名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札書又は積算内訳書を送付した者
- (6) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (7) 入札書の金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (8) 1人で2以上の入札をした者
- (9) 本案件と同日に開札を行う建築関係コンサルタント業務を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者
- (10) 同一の入札に参加した者のうち、次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者
 - ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

オ アからエまでと同視しうる資本又は人的関係があると認められる場合

1.5 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

1.6 その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵送方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札の中止の条件等については、「佐賀広域消防局南部消防署改築（建築）工事監理業務委託に係る競争入札実施要領」の規定による。

(2) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市栄町1番1号

佐賀市総務部契約検査課

電話 0952-40-7152

イ 本委託業務の概要に関すること。

佐賀市栄町1番1号

佐賀市建設部建築住宅課

電話 0952-40-7169